

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：長久手市立長湫西保育園	種別：保育所	
代表者氏名：浅井 昌代	定員（利用人数）：236名（195名）	
所在地：愛知県長久手市作田2-1701		
TEL：0561-62-1665		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和45年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：長久手市		
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員： 39名
専門職員	（施設長） 1名	（離乳食調理員） 1名
	（保育士） 36名	（早朝対応） 7名
	（用務員） 2名	（長時間対応） 17名※内早朝も兼務5名
施設・設備の概要	（居室数） 9室	（設備等） 遊戯室・職員室・配膳室
		常設プール・屋外シャワー・トイ
		レ・地域交流サロン室・屋外倉庫

### ③理念・基本方針

#### ★理念

- ・子どもの利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すると共に、家庭との連携の下、子どもの健全な心身の発達をはかる。
- ・家庭や地域の様々な社会支援との連携を図りながら、保護者支援や地域の子育て支援を行う。

#### ★基本方針

- ・子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎（生命の保持及び情緒の安定、健康、人間関係、環境、言葉、表現）を培う。
- ・子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士の専門性を活かしてその援助にあたる。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

・地域交流サロン室を開放し、地域の方が有効に使えるようにしている。  
 →園で開催している未就園児対象の「たけのこクラブ」や園開放時に、外では遊べない乳児が使えるよう室内の環境を整えている。保護者会や保護者参加の行事の際に、保護者が使えるよう開放している。

・避難訓練を色々な時間帯や場面で行う中で、出てきた問題点を職員間で話し合い、改善に努めている。  
 →子どもの避難靴を職員が持ち運べた方がよいことがわかったので、現在避難靴入れを制作中である。

・毎朝ロールマットを行い、子どもに触れ、体の様子を把握したり、スキンシップを図ったりしている。

・リズム遊びをしたり、散歩に出掛けたり、日々の保育の中に発達を促す活動を見通しを持って組み込んでいくことで、子どもの身体や足腰を丈夫にすることに努めている。

・水、砂、泥などに十分に親しんで遊ぶことで、感覚器官の発達を促している。

・描画や造形活動を通して、子どもが作った物を基に子どもとの会話を楽しむ中で、子どもの思いに寄り添って話し、言葉の充実に努めている。

・畑をつくり、野菜を育てて収穫し、自分たちで調理をして食べるなど、子どもが実際に体験して感じることが出来る食育や環境学習を行っている。

・異年齢の関わりを大切に、保育の中で家族グループを作り、年上児が年下児の面倒をみることを通して、思いやりの気持ちやあこがれの気持ちを持てるようにしている。

・子どもの心身の発達を見極め、子ども一人ひとりに応じた援助をしていくことで、安心して生活し、成長して行けるようにしている。また、障害について職員間で学び合い、障害児も健常児も共に育ち合える保育を行っている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 7月31日(契約日) ~ 令和 2年 4月27日(評価決定日)  【令和 2年 1月 9日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (平成 年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆「地域共生社会」創設の旗手として

今年度から障害児対応園として、障害のある子どもの保育（加配保育士による統合保育）を行っている。また、ボランティア団体「おたすけたい」の協力得た地域交流は、高齢者が仲間入りすることで保護者と子どもの安心・安全が担保されている。地域が子どもを育てることに繋がり、子どもと高齢者と障害者が、共に役割を持って生活することができる「地域共生社会」の実現に向けて、保育園が社会資源として再認識されることとなる。

##### ◆公立6園による「テーマ研究」

当園だけの取組みではないが、保育の質の向上に向けた「テーマ研究」を継続して実施しており、その取組みは高く評価できる。公立6園の副園長会でテーマを決め、各園で研究をしている。テーマについて、各園の担当職員が実施状況を文書で報告して考察を加えている。報告文書は関係する職員へ配付して意見を出し、各意見はプリントされ再配付して話し合っている。最後に担当職員が、「学んだこと」に記入している。成果は副園長会で発表することで、保育の質の向上を図る仕組みとしている。

##### ◆寛ぎの居場所

昭和45年開設の保育園で、事業拡大と共に増・改築を重ねた園舎である。最新の機能性に富んでいるというわけではないが、広めのテラスや廊下をうまく活用し、子ども達が寛いだり、ホッとする場になっている。夏は涼しく過ごしやすい場となるよう、環境整備がされている。

◇改善を求められる点

◆保育理念等の掲示

保育理念や保育方針、保育目標は、保育実践の基になるものである。保育の現場で、職員が迷ったり悩んだりした時の道標ともなるものであり、事務室及び保育室に掲げ、常に身近で目にすることができる状態にしておくことが望ましい。

◆PDCAサイクルの活用

標準的な実施方法としてマニュアル等が整備され、定期的な見直しや適宜の見直しが実施されている。「保育の全体的な計画」のように、市の園長会で検討されるものもある。しかし、改定・改善した内容や、課題の検討等の記録が残っていない。マニュアル等の見直しは、保育の質の向上に関わる重要な取組みの一つであり、PDCAサイクルの「C」（チェック）に相当する。見直しの記録を残すことによって、PDCAサイクルの機能を発揮させることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・保育理念、保育方針、保育目標を早速職員の目の届くところに掲示し、いつでも見なおし保育の道標となるようにした。  
・検討の記録は会議録に残しているが、その他の議題とまぎれ見にくくはなっていた。  
マニュアル検討記録簿として独立させ、全職員がその経緯を知り、保育の見直し、保育の向上につなげていけるよう改善していく。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ <b>⑥</b> ・c
<コメント> 保育理念、保育方針、保育目標は、市の公立保育園共通に唱えたものである。全職員へ配付している毎年度の「保育園運営案」の中の保育計画の冒頭に掲載している。同運営案は市役所の窓口を設置しており、園の見学者へ渡して周知に努めている。今後は更なる理解・浸透を目指して事務室の目に留まり易いところにも掲示することを期待したい。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・ <b>⑥</b> ・c
<コメント> 「事業経営をとりまく環境・・・」と言うことに関しては、市の担当課（保育係）に任せている部分が多い。保育ニーズと言う視点に於いては、人口推計による実数は把握していないが、園開放や見学会に多くの来園者があり、ニーズを実感している。女性の労働意欲と労働環境から見て、保育ニーズは減少しないと予測している。今後は、園単体の収支に関心を持つことを期待したい。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<コメント> 経営課題（予算、要員等）は、市が主導している部分が多い。しかし、毎月市で行われている園長会や副園長会で課題を取り上げて意見具申をしている。園運営上の最大の課題は職員（保育士）不足であるが、勤務時間の調整をこまめに行いながら進めている。職員採用は園で出来ないため、知合いや学生アルバイト希望者へ声掛けし、市の採用窓口を紹介している。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・ <b>⑥</b> ・c
<コメント> 市が策定した平成27～31年度の中・長期計画「長久手市子ども子育て支援事業計画」があり、公立6園に配付している。「子ども子育て支援法」に基づくもので、「子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち」を基本理念として掲げている。市の中・長期計画を受け、園独自の中・長期計画を策定することが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	①・b・c
<コメント> 園独自の中・長期計画は策定されていないが、市の策定した「長久手市子ども子育て支援事業計画」の理念に基づき、「平成31年度保育園運営案」が策定されている。計画項目は市全体計画、園全体計画、保健計画、食育計画、年間行事予定表、年間指導計画、防災計画等、概ね園運営に関する必要事項が網羅されている。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	①・b・c
<コメント> 「保育園運営案」は、園長及び副園長が主導し、職員が参画して2月に着手、3月に仕上げています。公立6園に関係する項目は2月以前に取り掛かり、自園の計画に反映させている。「保育園運営案」は全職員へ配付して理解するよう指導している。			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「保育園運営案」は、保護者へ配付していない。但し、「保育園運営案」の構成項目である「行事年間予定表」を配付して周知に努めている。更に毎月発行している「お便り」で、翌月の行事予定や園の状態などを発信している。今後は年間行事予定を含めて、「保育園運営案」の概要を計画として周知することを期待したい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 副園長会（公立6園）でテーマを持って研究をしている。テーマについて、担当職員が実施状況を文書で報告して考察を加えている。報告文書は関係する職員へ配付して意見を出し、各意見はプリントして再配付して話し合っている。最後に担当職員が、「学んだこと」に記入している。成果は副園長会で発表することで、保育の質の向上を図る仕組みとしている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 第三者評価は、今回が初めての受審である。従って、自己評価、第三者評価等の結果は、今後明確にしていく姿勢が窺えた。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」に基づいて課題に取り組むことを期待したい。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<コメント> 「平成31年度保育園運営案」の中に「組織・運営機構」が明文化してある。全職員に配付していることで、園長の職務・役割は周知されている。「散歩マニュアル」、「事故対応手順書」にも明文化している。今後は、園独自で「職務分掌」や「職務分担表」の策定を期待したい。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<コメント> 「コンプライアンス規程」や「コンプライアンス委員会」の設置がなく、法令遵守の文化は乏しい。しかし、今回自己評価の機会に、専門機関が公表している「保育園と保育士さんのための個人情報保護とプライバシーへの配慮」や「保育所関係法令等抜粋」を園長自らが入手して教材にしていた。今後も、園運営に法令遵守は必須条件であり、積極的に取り組むことを期待する。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b	c
<コメント> 市の副園長会で定めたテーマに従い、四半期単位計画⇒月単位計画⇒月前半、月後半の計画へとブレイクダウンして取り組んでいる。職員の仕事の様子に目を配り、保育の内容や疑問に対して話し合い、助言をすることは保育の質の向上を図るための取組みであり、実効を上げている。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ	c
<コメント> 公立園であるため「経営の改善」にまで踏み込んだ事柄は難しく、業務改善に目を向けて取り組んでいる。職員の事務負担は大きく、年間指導計画の簡素化や連絡帳の負担は軽減策を模索している。また、職員の勤務時間をこまめに調整して時間外勤務を抑制している。更に、消耗品には「コスト」や「注意書き」を張り付けてコスト意識を指導している。				

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b	c
<コメント> 職員の募集から採用までは「市子ども部子ども未来課」が行っている。園長は採用の第二次面接に立ち会っている。従って、園単独で採用計画や定着率改善に向けた施策はない。採用活動としては、知り合いやアルバイト希望の学生に市窓口を紹介して、側面から協力している。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	Ⓐ	b	c
<コメント> 市で定めた「人事評価マニュアル」に基づいて人事管理を行っている。5月に本人が目標設定をし、10月に副園長が第一次評価をし、12月に園長が第二次評価をして本人が自己評価をしている。評価は多面的に業績評価、態度評価、能力評価をしている。				
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	a	ⓑ	c
<コメント> 園長の考える「働きやすい職場」のコンセプトは、「辛くならない」職場としている。そのために、職員の心身の健康状態（定期健康診断、ストレスチェック）に配慮している。職員の懇親会（忘年会、送別会、行事打ち上げ）を行い、職員同士の融和に努めている。今後は市と協議の上、有給休暇の取得しやすい取組みを期待したい。				

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<コメント> 「人事評価マニュアル」に定めた「目標管理シート人事評定表」が活用されている。目標設定のガイドラインとして級別、職階別に明文化しており、方向性が明確になっている。また、本人の目標設定時と中間、12月に副園長が面談を行い、目標達成に向けた適切なアドバイスをしている。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<コメント> 市内研修計画は研修担当職員が策定している。より多くの職員が参加できるよう、保育終了後に研修の時間帯が設定されている。経験年数や担当別に適切に研修が受けられるように考慮している。研修テーマ、講師名、開催日時、開催場所、対象者を定めた年間計画がある。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ② ・ c
<コメント> 全職員対象の研修計画があり、研修機会が確保されている。計画外の研修案内は、情報を職員へ回覧して自主的参加を促している。また、保育終了後に実施される自主研修には、職員同士が誘い合って参加している。課題としては、時間的に制約を受けるパート職員の研修機会を確保する取り組みや工夫が望まれる。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<コメント> 「実習生受け入れマニュアル」は整備してある。実習生は、市で受け付けて園に割り振りが来る。マニュアルと学校からの指導目標を明確にして、実習生の育成をしている。今年度は3名の受け入れ実績があった。		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<コメント> 公立園であり、園単独のホームページはないが、市のホームページは市が責任を持って必要とされている情報を公開している。ホームページの更新は適宜行い、最新化に努めている。園のパンフレットは市役所に設置して、保育ニーズのある保護者へ行き渡るようにしている。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<コメント> 園で必要な消耗品や物品の購入は、「共通物品購入伺書」を副園長が起案し、園長が市へ持参申請している。購入伺書は1品目3万円まで、合計5万円を限度としており、決裁後に園で発注する。購入先は市の指定業者である。延長保育料は現金で受け取っているが、二重に確認している。恣意の入り込む余地がない、内部牽制が機能した運営をしている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      約5年前に市長の発案で発足したボランティア団体「おたすけたい」の協力を得て、地域交流に努めている。「おたすけたい」は近所の高齢者の団体で、散歩の引率や園の様々な年間行事に協力し、地域交流の橋渡し役になっている。今は新たなボランティア活動との繋がりを模索している。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、市を經由してボランティアを受け入れている。ボランティア受け入れ時は、クラス担当の職員とボランティア間で交流の仕方を事前に話し合っている。また、子ども及び保護者へ事前説明をしている。学生ボランティアの場合は、所属する大学へ実績報告をしている。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      市・家庭児童相談室との連携は取れている。保健センターの担当者から、10月に歯磨き指導を受けた。契約医療機関とは内科検診、歯科検診、耳鼻科検診等を適切に行っている。消防設備点検は専門業者に委託している。今後は、他の事業所や他のボランティア団体など、幅広い関係機関との繋がりを期待したい。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「園開放」、「たけのこクラブ」の活動で得た情報を基に、「ながくて福祉ガイド 子育て編」を全ての保護者へ配付して、ガイドの内容を案内している。市が策定したガイドで、「ライフスージごとの支援」が分かりやすく説明してある。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      毎月2回、園を開放しており、時間帯は午前10時から11時までとしている。開放するのは建物内、園庭、別建ての地域交流サロンである。また、未就園児を対象とした「たけのこクラブ」は年10回行われている。約40組の申し込みがある「一日親子体験入園」では、副園長がクラブ長を務めている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<コメント> 子どもを尊重する理念や基本方針を、「運営案」や「入園のしおり」に記載している。職員周知は年度初めと、随時職員会議で「倫理要綱」を読み合わせ、意識の継続を図っている。外国籍の子どもも在籍しているが、日本の生活に困らないよう温かく見守っている。保護者には子どもの人権・文化の違いについての方針や理解を得る具体的な取組みがなく、アンケートでは低めの数値が出ている。				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<コメント> 「プライバシー保護」や「虐待予防」等、子どもの権利擁護に関する規程を整備している。「入園のしおり」やリーフレットには記載がないが、保護者には入園説明会に於いて口頭で説明している。プール遊びの時期は、プールが外から見えずらいので寒冷紗ネットで覆い、園外からの視線を遮る工夫をしている。見直しの際、「入園のしおり」やリーフレット等にも記載することが望まれる。				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<コメント> 市立6園共通の「入園のしおり」が、市役所に設置されている。子どもの一日が、挿絵で分かりやすく記載されている。各園にはリーフレットがあり、見学者や子育てサークルに参加された方にも渡されているが、理念や基本方針が紹介されていない。延長保育ではおやつを食べているが、記載されていない。毎年の見直しをした際には、見直しの記録の作成が望まれる。				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<コメント> 保育の開始、変更について、「入園のしおり」を基に入園説明会や入園式で園長が説明しているが、同意書は交わしていない。同意書提出を願うよう検討されることが望まれる。外国籍の子どもが在籍しているが、言語には支障がないので英語やポルトガル語等に翻訳した資料は作成していない。特に配慮の必要な保護者に対する説明のルールは明文化されていないが、実際は行っている。				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<コメント> 保育所変更にあたり、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書がある。市外転園児は、保護者の同意を得て次園に発送している。転園・保育終了後に、子どもや保護者が相談できる担当者や窓口は設置されておらず、園長が口頭で説明するに留まっている。内容を記載した文書を作成し、配付することが望まれる。				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ	c
<コメント> 利用者満足を把握するために、毎月開催される保護者会に園長が出席し、園運営について話し合う機会がある。保護者アンケートの実施はなく、意見箱は設置されていない。送迎時の会話や面談・懇談もあり、保護者から意見を聞く機会はあるが、匿名での情報収集ではない。保護者会への参加率を上げることや、全保護者に対する満足度調査（アンケート）の実施が望まれる。				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<コメント> 苦情解決の体制は整備され、玄関に掲示されている。「保育園のしおり」にも記載され、入園説明会で保護者周知を行っている。今年度は苦情はないが、今までに解決した苦情の記録は、継続資料としての保管が望まれる。苦情内容の公表が全保護者に至っていないので、内容と結果を伝える体制整備が望まれる。				
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a	ⓑ	c
<コメント> 個人懇談や連絡帳、送迎時のコミュニケーション等、保護者が相談しやすい環境を整えている。新年度には「長久手福祉ガイド」を各家庭に配付し、相談できる場を広く公表している。相談の場は、園内には特別にはないが、保健室や事務室等空いている部屋を活用して相談しやすい環境を作っている。長時間保育の利用者について、相談可能な時間的配慮が望まれる。				

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 意見箱設置やアンケートは未実施だが、連絡帳・送迎時に相談される意見には、適切に対応して意見の傾聴に努めている。対応マニュアルは整備されているが、定期的な見直しはされていない。家庭で朝食が摂れず車の中や食べながら門をくぐる親子には、「園舎に入れない」など、園の方針を伝え理解を求めているが、子育て支援の取組みとして記録に残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; リスクマネジメントの責任者は園長である。委員会の設置はないが、職員会議で補っている。交通安全に関する年間計画があり、保護者を中心に活動している。今年度、事故報告は12件ある。保護者の、事故や怪我に対する関心が強く、擦り傷などでも医者にかかる率が高い。職員による遊具点検は、毎日早朝保育士が行い、業者点検は毎月実施して安全確保に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 感染症予防、発生時対応マニュアルは整備され、感染症発生時に保護者への情報提供は掲示や口頭等で行われている。毎月子どもクリニックから「保健便り」が配信されている。職員のマニュアル周知は、新任時の研修で行われている。嘔吐処理の対応が出来るよう手順が定められており、各部屋にはバケツ等が準備されている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「災害時対応マニュアル」があり、子ども等の安否確認はメール配信で行われる。保護者には、行事を利用してメール配信し、番号確認を行っている。避難訓練の計画・報告書があり、引き渡し訓練も実施している。地域との連携を図るため、地域行事に積極的に参加して顔見知りとなっている。備蓄は1日分の用意があるが、「備蓄品リスト」を作成して管理することが望ましい。</p>		

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法は明文化されている。運営案は個々に配付され、職員は常に活用している。確認する仕組みは、年・月・週案指導計画作成時や評価反省時に、計画と実践との整合性を確認している。これまで通り、個別の指導等を重ね、今後も職員周知の活動を継続することを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法の見直しは年度末に園で行い、各園から持ち寄られた「見直し案」を年度初めの園長会で見直し・検討をしており、反映されるのは翌年度となる。見直しを組織的に行う仕組みがあり、見直された指導計画等は必要に応じて反映されている。課題としては、見直しの記録を残すことや、PDCAサイクルを活用して落ちのない見直しを実施することである。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アセスメントは入園前に保護者に渡され、面接時に記入漏れや子ども・保護者の具体的ニーズも確認している。三歳未満児や特別な支援を必要とする子どもの個別記録、三歳以上児の記録も作成され、クラス指導計画とも関連して作成されている。アセスメントに基づく指導計画が、保育場面で忠実に実践されている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 年・月・週・個別の指導計画等の評価・見直しは、担任と副園長とが話し合っで見直す仕組みである。それを園長が確認し、次の指導計画に活かしているが、見直しの時期や改善した記録は残していない。保育の質の向上に関わる課題は明確になっているので、項目別に整理して記録に残すことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 経験の長い職員が多く、記録する内容や書き方に問題が出た時は、手引書や運営案で確認している。また、経験の浅い職員に関しては、個別に副園長が指導している。個別記録等は、指導計画会議等で共有している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ② ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」が整備されており、「情報開示規程」は市の条例に記載されている。子どもの記録の保管・保存・廃棄等は、市の定めた手順・基準通りに実施されている。個人情報の漏洩に対する対応は、ルールはあるものの明文化が図られていない。また、非正規職員への研修や周知活動が十分とは言えない。保護者には、入園説明会や行事を利用して再確認をしている。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は作成されている。園長会等の公的な場で作成し、それを基に各園がサービス内容や保育の特色を出すために修正したり、加除・添削したりして活用している。保育実践の後、定期的に見直したり評価を行っているが、その記録は確認できない。次の編成に生かすためにも、記録を残すことが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>昭和45年に開設され、保育の内容により増築・改築を重ねた園舎である。テラスは広く、廊下や玄関、以前活用していた大きめの部屋は、子どもが寛げる場所にもなっている。今年の夏は暑さが厳しく、暑さ対策として冷房を適宜に使用し、プール遊びを毎日楽しむなどの配慮もしている。昨年度、3歳未満児用のトイレが修繕され、明るく清潔で子どもが利用しやすい設備になった。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもの受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育理念・基本方針から、子どもの利益を考慮し、子どもの個人差を大事にし、子どもが安心して自分の気持ちを出出できるよう、子どもの気持ちに寄り添いながら保育することに努めている。評価日当日は3歳児クラスで昼食を共にしたが、子どもたちは穏やかで、職員は好き嫌いや量の加減に対して、子どもの気持ちに沿って適切に対応していた。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>身に付けたい生活習慣の一つに、未満児のトイレトペーパーの使い方がある。まだ手指の機能が未成熟であり、ペーパーがうまくちぎれないため、使いやすく切って使用する配慮をして、個の発達に合った工夫をしている。絵カードで知らせたり、出来たことを誉めたりして、子どものやろうとしている気持ちを汲み取ろうとしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>異年齢で散歩に出かける時は、手を繋いで出かけている。評価日当日も、3・4・5歳児で「初詣」に出かけ、神社でのお参りする社会的ルールや態度を身に付ける機会にしている。地域の方とは田植えに始まり稲刈り、脱穀し、そして餅つきをして収穫の喜びを食育活動に繋げている。表現活動が自由に体験できる環境は、一部課題を残しているのが今後に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>来年度に向けて、3歳未満児の月案指導計画の様式を検討している最中である。0歳児は特に家庭との連携が重要であり、連絡帳や登降園時の会話などを重視している。育児相談は担当が担当し、複雑な相談には副園長、園長と相談して回答している。これらの相談の記録は残されていないので、まず残すための基準を作ることが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1・2歳児は自我が芽生え始め、噛みつきもあるが、保護者には状況説明と謝罪をして理解を求めている。特に職員が多忙な時間帯に多いことから、予防への手がかりを見つけるために、午睡中に職員間で子どもの感情のはけ口を受け止めるべく話し合いを密にしている。玩具の消毒は週1回、また適宜に行っている。幼児との関わりは、リズム遊びを通して行っている。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各々の年齢の発達に合った環境が用意され、遊びの援助が行われている。年長児が運動会で用いた「ぽっくり」や「天狗の下駄」と称する1本歯の下駄を、今は年中・小児が楽しんでいる。子どもたちが取り組んで来た共同的な活動(運動会や発表会等)を、保護者にはクラス便りにて、地域の方には交流の場で伝える機会がある。</p>		

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          今年度より障害児対応園となり、加配保育士制度で統合保育を行っている。個別の指導計画とクラス指導計画とを関連させ、統合保育の良さを出している。保育に必要な障害の知識は、療育研修や他園の公開保育に参加して学んでいる。障害児対応園になってから玩具の配置、片づけ等が分かる等、環境整備に変化が出てきた。視覚に対する配慮にも工夫が見られるようになってきた。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          保育の連続性に配慮した早・延長保育の計画が作成されている。毎日の記録は、日誌や職員間の引継ぎ、保護者への連絡が1枚の用紙で記入されており、漏れや落ちを防いでいる。おやつは子どもが好きなお菓子を各家庭が考えて、子どもに適したものを持参している。おやつ持参の情報は、4月の園便りで知らせているが、入園前に渡す「入園のしおり」等にも記載することが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          小学校との交流は、学校に見学に出かけたり、就学前健康診断に訪れたりしている。小学校教諭との連絡会や意見交換はあるが、合同研修は実施されていない。保護者には、クラス懇談会で情報交換の場を設けている。保育園からは就学児一人ひとりの「保育所児童保育要録」が渡され、小学校への移行がスムーズになるよう役立っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          「健康管理マニュアル」を整備し、健康に関する計画を運営案に記載している。体調悪化や怪我の対応等、保護者連絡や事後確認も保護者に適切に伝えている。予防接種の接種状況は、アセスメント票に保護者が記入する方法を取っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）対策は0歳児5分、1・2歳児10分とし、チェック表に記入している。保護者への必要な情報提供が望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          健康診断や歯科、耳鼻科の健診結果は記録されている。連絡帳には、健診結果の記録紙が添付されている。保護者が健診結果を確認して認識していることは、99パーセントという高い数値からもうかがえる。また結果を保育に反映させ、栄養士が「歯磨き指導」を行い、歯科衛生士から「歯磨きの仕方」を学んでいる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          アレルギー児には、医師の診断の下、状況に応じて対応している。自園調理ではないため、小麦粉アレルギー児は弁当持参である。配膳は調理員と担任とで二重にチェックし、他児とは机や食器、トレイ等を分けている。職員の知識や技術の習得は、外部研修に参加して伝達研修で共有している。車中での朝食、食べながらの登園、ポケットの中の食べ残り等、登園時に確認している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          園内で育てた野菜を調理して食べたり、地域の人と育てたお米で「餅つき」をして食べたりと、子どもが食に興味を持つ工夫がある。子どもの食について関心を深める機会として、保護者に対する試食会を行っていたが、参加率が少なく現在は行われていない。子どもの食に関する相談や質問があり、今回のアンケートでも試食会の要望も出ていることから、再開の検討が望まれる。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt;          昼食はセンター方式のため、調理や残食の記録はセンターで行われている。検食は主に園長である。評価日前日は、行事食の「七草粥」であった。地域の食文化として「おこしもの」を作り、雛人形に飾っている。サンプル展示は好評であり、帰りには昼食に関する親子の会話が聞かれ、育児支援の一助にもなっている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;                      保護者が子どもの育児について共に考える機会としては、保育参観や保育参加、個別懇談会があり、情報交換を行って、内容を児童記録に残している。園と家庭との連携に関しては、保護者アンケートでも高い支持を得ており、保育園として子どもの成長を共有出来るよう取り組んでいることが証明された。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;                      送迎時を利用して積極的にコミュニケーションを取っており、保護者からは子育て相談を受けるが、基準がないので記録としては残していない。相談を受けた職員は相談に応じ、職員会議や担任に伝達している。今後は、保育の継続性を担保する意味からも、適切に記録に残す仕組み作りが望まれる。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;                      「虐待マニュアル」があり、通報や対応体制も整備されている。虐待の恐れのある要観察児については、継続してケースの記録を取っている。予防的には、保護者と気軽にコミュニケーションを取るようになっているが、職員に対して、マニュアルに基づく研修はなく、読み合わせを行うだけである。虐待防止の職員意識の統一と、「保護者に信頼される」ための職員研修が望まれる。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;                      会議を週1回行い、行事後は職員同士の自己評価を伝え合っている。実践の振り返りをする「自己評価リスト」があり、自身では気づけない保育実践の課題をグループで討議をして、他の意見を聞く機会になっている。園内研修のOJTも毎年行い、年度末に市立6園が発表して指導保育士が講評する取組みがある。今後も継続し、より一層専門性の向上に役立てることを期待したい。</p>			